**（様式第５号の２）**

**緊急の修理（修理前・修理後）の施工写真**

※「救助の必要性」、「内容の妥当性」を判断する上で重要な資料となることから

　施工業者は、写真の撮影を行うこと。（写真がない場合には、別の方法により説明

が必要になります。）

|  |  |
| --- | --- |
| 施工前 | 施工後 |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 施工前 | 施工後 |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 施工前 | 施工後 |
|  |  |

※施工前、施工後の写真を撮り忘れた場合においては、日常生活に必要な最低限度

の修理を実施する前に必ず写真を撮影すること。

なお、申立書については、単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は証明とは見なさないので、留意すること。